

6. 運用方法

6-1 進行管理の考え方

1) 交通マスタープラン推進体制づくり

交通マスタープランで提案した施策体系は、分野をまたいだ多様な施策で構成され、実施主体や実施時期も様々なことから、市民、交通事業者および行政（国・県・市）で組織した「市原市地域公共交通活性化協議会」（以下、活性化協議会）を設立し、市全体の交通問題について協議調整するとともに、進捗状況の定期的な確認と評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行っていきます。

また、交通マスタープランを具現化するためには、国庫補助金などの特定財源を有効に活用し推進していく必要があることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年10月1日施行）に基づく「地域公共交通総合連携計画」（以下、法定計画）を策定し推進していきます。この法定計画に基づく国庫補助は、市民や交通事業者、行政などで構成する法定協議会に支援されるため、本市においては、「活性化協議会」を法定協議会として位置づけ推進していきます。

このことから、「活性化協議会」は、交通マスタープランの推進と法定協議会としての事業実施の2つの性格を合せ持つこととなります。

併せて、庁内にも各部横断的な組織を設けて、交通マスタープランを推進します。

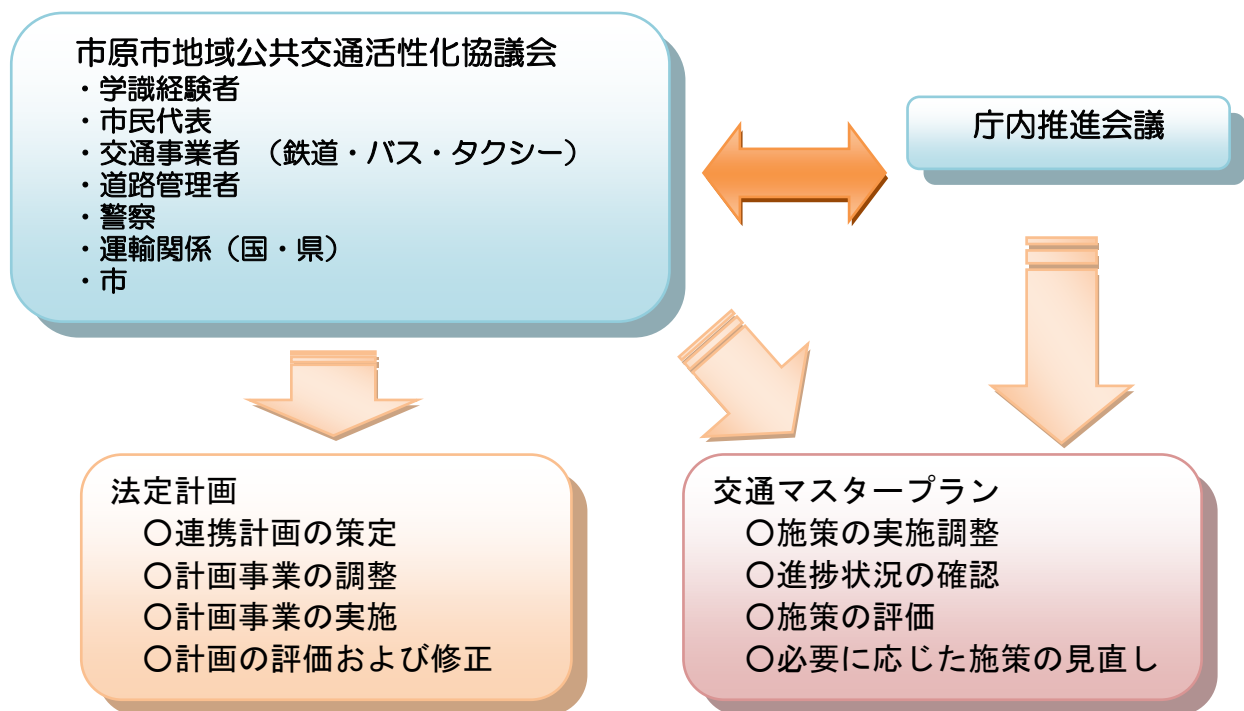


図6-1-1 交通マスタープランの推進体制

2) PDCAサイクルに基づいた交通マスタープランの進行管理

交通マスタープランの進行管理にあたっては、施策の導入効果や目標達成度を市民の視点に立ち、わかりやすく透明性の高い管理に努める必要があります。

P (Plan=計画)、D (Do=実行・進行管理)、C (Check=達成度評価)、A (Action=見直し・改善) の一連の流れで定量的、客観的に検証し、有効性や効率性を評価・検討し、必要に応じた計画の見直しを行っていきます。

なお、本計画は、今後10年間に展開する本市の交通に関する基本計画であることから、実際の市の施策としての事業内容については、上位計画である「改訂市原市総合計画」と整合を図り「実施計画」に位置づけながら推進していきます。



図6-1-2 PDCAサイクル

表6-1-1 PDCAサイクルに基づいた施策の進行管理

年次	進行管理	推進体制	
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査 交通マスタープランのうち交通ビジョンまで策定 	市原市交通マスタープラン策定検討委員会（外部委員会）	まちづくりプロジェクト会議（庁内会議）
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 交通基本計画を含めた、交通マスタープラン全体を策定 	市原市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）（外部委員会）	
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通総合連携計画の策定 総合計画の実施計画に具体的事業の位置づけ 		庁内推進会議
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3年）※の実施（事業計画の進捗管理と検証・評価を年度ごとに実施） 		
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 市原市の実施計画に合わせた進行管理（1年に1回程度の進捗管理と検証を行い、一定の期間ごとに評価を行う） 市原市総合計画と整合を図った評価と見直し 	市原市地域公共交通活性化協議会（外部委員会）	
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31年度			

※地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3年）

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年10月1日施行）に基づく「地域公共交通総合連携計画」のうち、法定協議会が国庫補助を受けて3年間で取組む事業の計画

6-2 評価指標

1) 指標の考え方

PDC Aサイクルに基づき本計画の進捗状況を評価していくためには、指標を設けることが大切となります。

指標については、上位計画である「改訂市原市総合計画」や関連計画との整合を図る必要があります。

そこで、基本方向ごとに*アウトカム指標を中心として項目を選定し、それぞれの現状の基準値と前期(平成27年度)、後期(平成31年度)の挑戦値を示すこととしました。

また、交通施策体系全体としての項目も選定し、合せて各施策の主な取組みごとに実施主体と実施時期を示しました。

これらにより、評価を行い適切な進行管理に努めます。